

○広島修道大学大学院法学研究科1年修了に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則第25条第1項及び広島修道大学大学院法学研究科履修細則第13条に基づき、1年修了に関し必要な事項を定める。

(優れた業績の基準)

第2条 1年修了に求められる優れた業績の基準は、専攻・コースにより、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 法律学専攻修士論文コース 指導教員の担当する研究指導4単位を含む30単位の評価がすべて「AA」又は「A」であり、かつ、修士論文の審査及び最終試験において、審査委員及び試験委員の全員が優れていると認めた者
- (2) 法律学専攻演習コース 演習8単位を含む34単位の評価がすべて「AA」又は「A」であり、特定課題研究論文の審査及び最終試験において、審査委員及び試験委員の全員が優れていると認めた者
- (3) 国際政治学専攻修士論文コース 指導教員の担当する研究指導4単位を含む30単位の評価がすべて「AA」又は「A」であり、かつ、修士論文の審査及び最終試験において、審査委員及び試験委員の全員が優れていると認めた者
- (4) 国際政治学専攻演習コース 演習6単位を含む34単位の評価が全て「AA」又は「A」であり、特定課題研究論文の審査及び最終試験において、審査委員及び試験委員の全員が優れていると認めた者

(1年修了希望届)

第3条 1年修了を希望する学生は、所定の期日までに、指導教員を経て研究科長に所定の様式により書面をもって届け出なければならない。

(研究科委員会への報告)

第4条 1年修了希望者については、前条所定の期日後の研究科委員会に報告するものとする。

(事務担当)

第5条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、2006年2月7日に制定し、2006年4月1日から施行する。

- 2 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 3 この細則は、2015年9月3日に第5条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 4 この細則は、2017年3月1日に第2条を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この細則は、2023年3月1日に第1条を改正し、2023年4月1日から施行する。